



鳥取県公報

平成 27 年 3 月 31 日 (火)
号外第 43 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	平成 26 年改正条例附則第 5 項等の規定による給料に関する規則 (2) (給与課) 2
	職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則 (3) (〃) 4
	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 (4) (〃) 8
	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (5) (〃) 11
	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (6) (〃) 32
	初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (7) (〃) 34
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (8) (〃) 37
	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (9) (〃) 39
	単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (10) (〃) 41
	管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (11) (〃) 42
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則 (12) (〃) 43
	地域手当に関する規則の一部を改正する規則 (13) (〃) 46

人事委員会規則

平成26年改正条例附則第5項等の規定による給料に関する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第2号

平成26年改正条例附則第5項等の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年鳥取県条例第60号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第5項から第7項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成26年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める職員)

第2条 平成26年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）以降に職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号。以下「初任給規則」という。）別表第4から別表第12までの初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をした職員
- (2) 切替日以降に降格（職務の級を下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）をした職員であつて、降格後の職務の級が切替日の前日にその者が属していた職務の級より下位となるもの
- (3) 切替日以降に初任給規則第17条の規定により号給の調整をされた職員であつて、切替日前に同条第1項各号に掲げる期間又は同条第2項各号に掲げる規定に規定する期間があるもの
- (4) 切替日以降に1週間当たりの勤務時間の変更があつた職員
- (5) 前各号に掲げる職員に準ずる職員として人事委員会の定めるもの

(平成26年改正条例附則第5項第3号の人事委員会規則で定める特定職員等)

第3条 平成26年改正条例附則第5項第3号の人事委員会規則で定める特定職員は、その者の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、その者が属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない職員とし、同号の人事委員会規則で定める額は、その差額に相当する額とする。

(平成26年改正条例附則第6項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち次の各号に該当する職員であつて、当該各号に該当することとなる事由が同日に生じたとした場合（2以上の事由により当該各号に該当する場合にあつては、当該事由が同日に順次生じたとした場合）に平成26年改正条例附則第5項の規定による給料が支給されることとなるものには、給料月額のほか、同項の規定により支給される額に相当する額を、平成26年改正条例附則第6項の規定による給料として支給する。

- (1) 切替日以降に給料表の適用を異にする異動をした職員
- (2) 第2条に掲げる職員

(平成26年改正条例附則第7項の規定による給料の支給)

第5条 切替日以降に国家公務員、職員以外の地方公務員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者であつて、その者が切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員であつたとした場合に平成26年改正条例附則第5項又は前条の規定による給料が支給されることとなるものには、給料月額のほか、同項又は同条の規定により支給される額に相当する額を、平成26年改正条例附則第7項の規定による給料として支給する。

(端数計算)

第6条 平成26年改正条例附則第5項から第7項までの規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、そ

の端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

(この規則により難い場合の措置)

第7条 平成26年改正条例附則第5項から第7項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部局内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第3号

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条の2 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条の2の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出に用いる時間数等)</p> <p>第23条</p> <p>給与条例第16条第2項に規定する人事委員会規則で定める時間数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間数とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p>(この規則の施行に関し必要な事項)</p> <p>第24条 略</p>	<p>第2条の2 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条の2 <u>又は附則第9項</u>の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額等)</p> <p>第23条 <u>給与条例第16条第2項に規定する給料の月額及びへき地手当(これに準ずる手当を含む。)の月額は、給与条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される場合にあつては、同項の規定により支給される額とする。</u></p> <p><u>2</u> 給与条例第16条第2項に規定する人事委員会規則で定める時間数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間数とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p>(給与抑制額の日割計算)</p> <p>第24条 <u>計算期間の中途において、給与条例附則第9項に規定する特定職員(以下「特定職員」という。)以外の者が特定職員となった場合又は特定職員が特定職員以外の職員となり、離職し、若しくは第6条第1項各号のいずれかに該当した場合におけるその計算期間の給与条例附則第10項第1号から第4号までに定める額の計算は、日割計算による。</u></p> <p>(この規則の施行に関し必要な事項)</p> <p>第25条 略</p>

--	--

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(端数計算) 第12条 略 2 条例第16条の4の規定による期末手当の額又は条例第16条の7の規定による勤勉手当の額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの手当の月額とする。	(端数計算) 第12条 略 2 条例第16条の4 <u>若しくは附則第9項</u> の規定による期末手当の額又は条例第16条の7 <u>若しくは附則第9項</u> の規定による勤勉手当の額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの手当の月額とする。

(へき地手当等に関する規則の一部改正)

第3条 へき地手当等に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(端数計算) 第6条 条例第11条の4第2項又は第3項の規定によるへき地手当の月額及び第3条第2項の規定によるへき地手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの手当の月額とする。	(端数計算) 第6条 条例第11条の4第2項若しくは第3項又は <u>附則第9項</u> の規定によるへき地手当の月額及び第3条第2項又は <u>条例附則第9項</u> の規定によるへき地手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの手当の月額とする。

(特地勤務手当に準ずる手当に関する規則の一部改正)

第4条 特地勤務手当に準ずる手当に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
	(減額支給対象職員等の特地勤務手当に準ずる手当の月額) 第6条 <u>基準日において給与条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下「減額支給対象職員」という。）であった職員の準ずる手当の月額は、第4条及び前条第3項の規定にかかわらず、これらの規定による準ずる手当の月額から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を減じた額とする。</u> (1) <u>次号から第4号までに掲げる職員以外の職員基準日における給料月額に支給割合を乗じて得</u>

た額に100分の1.5を乗じて得た額（基準日における給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が基準日に属していた職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、基準日における給料月額から当該最低の号給の給料月額を減じた額に支給割合を乗じて得た額）

(2) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、基準日において育児短時間勤務職員等であつたもの 基準日における給料月額を基準日における算出率で除して得た額に支給割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（基準日における給料月額を基準日における算出率で除して得た額に100分の98.5を乗じて得た額が基準日に属していた職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、基準日における給料月額を基準日における算出率で除して得た額から当該最低の号給の給料月額を減じた額に支給割合を乗じて得た額）

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、基準日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 基準日における給料月額に現算出率及び支給割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（基準日における給料月額に現算出率を乗じて得た額に100分の98.5を乗じて得た額が基準日に属していた職務の級における最低の号給の給料月額に現算出率を乗じて得た額に達しない場合にあつては、基準日における給料月額に現算出率を乗じて得た額から当該最低の号給の給料月額に現算出率を乗じて得た額を減じた額に支給割合を乗じて得た額）

(4) 育児短時間勤務職員等であつて、基準日において育児短時間勤務職員等であつたもの 基準日における給料月額を基準日における算出率で除して得た額に現算出率及び支給割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（基準日における給料月額を基準日における算出率で除して得た額に現算出率を乗じて得た額に100分の98.5を乗じて得た額が基準日に属していた職務の級における最低の号給の給料月額に現算出率を乗じて得た額に達しない場合にあつては、基準日における給料月額を基準日における算出率で除して得た額に現算出率を乗じて得た額から当該最低の号給の給料月額に現算出率を乗じて得た額を減じた額に支給割合を乗じて得た額）

2 減額支給対象職員のうち第4条、前条第3項及び

<p>(端数計算) <u>第6条</u> 第4条の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって、当該手当の月額とする。</p> <p>(支給方法) <u>第7条</u> 略</p> <p>(雑則) <u>第8条</u> 略</p>	<p>前項の規定による準ずる手当の月額が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を超える職員の準ずる手当の月額は、これらの規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>育児短時間勤務職員等以外の職員</u> 給料月額に100分の6を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（給料月額に100分の98.5を乗じて得た額がその属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、給料月額から当該最低の号給の給料月額を減じた額に100分の6を乗じて得た額）を限度額から減じた額</p> <p>(2) <u>育児短時間勤務職員等</u> 給料月額に100分の6を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（給料月額に100分の98.5を乗じて得た額がその属する職務の級における最低の号給の給料月額に現算出率を乗じて得た額に達しない場合にあつては、給料月額から当該最低の号給の給料月額に現算出率を乗じて得た額を減じた額に100分の6を乗じて得た額）を限度額から減じた額</p> <p>(端数計算) <u>第7条</u> 第4条又は第6条の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって、当該手当の月額とする。</p> <p>(支給方法) <u>第8条</u> 略</p> <p>(雑則) <u>第9条</u> 略</p>
--	--

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第 4 号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育職給料表)</p> <p>第 2 条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 緑豊かな自然課の専門員（学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。）</u></p> <p>(7) 公文書館の県史編さん室長、総括専門員及び専門員、鳥取看護専門学校の副校長、教務主幹、教務主任及び講師並びに倉吉総合看護専門学校の副校長、課長、教務主幹、教務主任及び講師</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 皆成学園の課長補佐及び係長（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) <u>教育総務課の課長補佐（教育の指導を担当する者に限る。）</u>、<u>係長（教育の指導を担当する者に限る。）</u>及び健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の課長補佐（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）<u>、係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）</u>、指導主事及び管理主事、いじめ・不登校総合対策センターの課長補佐（学校教育の指導を担当する者に限る。）<u>、係長（学校教育の指導を担当する者に限る。）</u>及び指導主事、高等学校課の高校教育主査、<u>課長補佐（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）</u>、係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）<u>、指導主事及び管理主</u></p>	<p>(教育職給料表)</p> <p>第 2 条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 観光戦略課の専門員（学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。）</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>(7) 公文書館の県史編さん室長、総括専門員及び専門員、<u>保育専門学院の次長、課長及び講師</u>、鳥取看護専門学校の副校長、教務主幹、教務主任及び講師並びに倉吉総合看護専門学校の副校長、課長、教務主幹、教務主任及び講師</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 皆成学園の係長（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 教育総務課の係長（学校教育の指導を担当する者に限る。）及び健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）<u>、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）</u>、指導主事及び管理主事、社会教育課の社会教育主査、係長（社会教育を担当する者に限る。）<u>、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、係長（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）</u>及び指導主事、文化財課の文化財主査、係長（文化財の保護を担当する者に限る。）及び文化財主事並びに体育保健課の係長（学校体育又は健康教育を担当す</p>

<p>事、社会教育課の社会教育主査、課長補佐（社会教育を担当する者に限る。）、係長（社会教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、課長補佐（社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。）、係長（社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、課長補佐（文化財の保護を担当する者に限る。）、係長（文化財の保護を担当する者に限る。）及び文化財主事並びに体育保健課の課長補佐（学校体育又は健康教育を担当する者に限る。）、係長（学校体育又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事</p>	<p>る者に限る。）及び指導主事</p>
<p>(12) 教育センターの指導主査、課長補佐（研修の企画運営を担当する者に限る。）、係長（研修の企画運営を担当する者に限る。）、指導主事及び研修主事</p>	<p>(12) 教育センターの係長（研修の企画運営を担当する者に限る。）、指導主事及び研修主事</p>
<p>(13)～(17) 略</p>	<p>(13)～(17) 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p>	<p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p>(5) 略</p>	<p>(5) <u>観光戦略課の専門員（学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。）</u></p>
<p>(6) 略</p>	<p>(6) 略</p>
<p>(7) <u>緑豊かな自然課の専門員（学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。）</u></p>	<p>(7) 略</p>
<p>(8)・(9) 略</p>	<p>(8)・(9) 略</p>
<p>(10) 皆成学園の課長補佐及び係長（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）</p>	<p>(10) 皆成学園の係長（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）</p>
<p>(11) 略</p>	<p>(11) 略</p>
<p>(12) 教育総務課の課長補佐（教育の指導を担当する者に限る。）、係長（教育の指導を担当する者に限る。）及び健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、課長補佐（学校教育の指導、教員の人事又は地域と連携した教育の推進を担当する者に限る。）、係長（学校教育の指導、教員の人事又は地域と連携した教育の推進を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の課長補佐（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、いじめ・不登校総合対策センターの課長補佐（学校教育の指導を担当する者に限る。）、</p>	<p>(12) 教育総務課の係長（学校教育の指導を担当する者に限る。）及び健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、係長（学校教育の指導、教員の人事又は地域と連携した教育の推進を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、社会教育課の社会教育主査、係長（社会教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、係長（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、係長（文化財の保護を担当する者に限る。）及び文化財主事並びに体育保健課の</p>

<p>る。)、係長(学校教育の指導を担当する者に限る。)<u>及び指導主事、社会教育課の社会教育主査、課長補佐(社会教育を担当する者に限る。)</u>、係長(社会教育を担当する者に限る。)、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、課長補佐(社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。)、係長(社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。)<u>及び指導主事、文化財課の文化財主査、課長補佐(文化財の保護を担当する者に限る。)</u>、係長(文化財の保護を担当する者に限る。)<u>及び文化財主事並びに体育保健課の課長補佐(学校体育又は健康教育を担当する者に限る。)</u>、係長(学校体育又は健康教育を担当する者に限る。)<u>及び指導主事</u></p> <p>(13) 教育センターの<u>指導主査、課長補佐(研修の企画運営を担当する者に限る。)</u>、係長(研修の企画運営を担当する者に限る。)、指導主事及び研修主事</p> <p>(14)・(15) 略</p> <p>(16) 教育局の<u>課長補佐(教職員の人事、学校教育及び社会教育を担当する者に限る。)</u>、係長(教職員の人事、学校教育及び社会教育を担当する者に限る。)、指導主事及び管理主事</p> <p>(17)～(19) 略</p> <p>4 略</p>	<p>係長(学校体育又は健康教育を担当する者に限る。)<u>及び指導主事</u></p> <p>(13) 教育センターの係長(研修の企画運営を担当する者に限る。)、指導主事及び研修主事</p> <p>(14)・(15) 略</p> <p>(16) 教育局の係長(教職員の人事、学校教育及び社会教育を担当する者に限る。)、指導主事及び管理主事</p> <p>(17)～(19) 略</p> <p>4 略</p>
--	--

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第5号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係） 学歴免許等資格区分表				別表第1（第2条関係） 学歴免許等資格区分表			
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格		学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	
基準学歴区分	学歴区分			基準学歴区分	学歴区分		
1 大学卒	略	ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略	イ 略 ウ 略 エ 略	1 大学卒	略	イ <u>国立看護大学校看護学部の卒業</u> ウ 略 エ 略 オ 略	イ 略 ウ 略 エ 略 オ 略
	(6) 大学4卒						
略				略			
備考 略				備考 略			

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第13のアからオまでを次のように改める。

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1

17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15
42	10	26	26	34	34	25	27	
43	11	27	27	35	35	26	28	
44	12	28	28	36	36	26	28	
45	13	29	29	37	37	27	28	
46	14	30	30	38	38	27	28	
47	15	31	31	39	39	28	28	
48	16	32	32	40	40	28	29	
49	17	33	33	41	41	29	29	
50	18	34	34	42	41	29	29	
51	19	35	35	43	42	29	29	
52	20	36	36	44	42	29	29	
53	21	37	37	45	43	30	30	
54	22	38	38	46	43	30		
55	23	39	39	47	44	30		
56	24	40	40	48	44	30		
57	25	41	41	49	45	31		
58	25	41	42	50	45	31		
59	26	42	43	51	46	31		
60	26	42	44	52	46	31		
61	27	43	45	53	47	31		
62	27	43	45	54	47	31		
63	28	44	45	55	48	31		
64	28	44	46	56	48	31		
65	29	45	46	57	49	31		
66	29	45	46	58	49	31		
67	30	46	47	59	50	31		
68	30	46	47	60	50	32		
69	31	47	47	61	50	32		
70	31	47	48	62	50	32		
71	32	48	48	63	50	32		
72	32	48	48	64	50	32		
73	33	49	49	65	50	32		
74	33	49	49	66	50	32		
75	34	49	49	67	50	32		
76	34	49	50	68	50	32		

77	35	50	50	68	51	32		
78	35	50	50	68	51	32		
79	36	50	51	68	51	32		
80	36	50	51	68	51	32		
81	37	51	51	69	51	33		
82	38	51	52	69	51			
83	39	51	52	69	51			
84	40	51	52	69	51			
85	41	52	53	69	51			
86	41	52	53	70	51			
87	42	52	53	70	51			
88	42	52	53	70	51			
89	43	53	54	71	52			
90	43	53	54	72	52			
91	44	53	54	73	52			
92	44	53	54	74	52			
93	45	53	55	75	53			
94		54	55					
95		54	55					
96		54	55					
97		54	55					
98		54	56					
99		55	56					
100		55	56					
101		55	56					
102		55	56					
103		55	57					
104		56	57					
105		56	57					
106		56	57					
107		56	57					
108		56	58					
109		56	58					
110		57	58					
111		57	58					
112		57	58					
113		57	59					
114		57	59					
115		57	59					
116		58	59					
117		58	59					
118		58						
119		58						
120		58						
121		58						
122		59						
123		59						
124		59						
125		59						

イ 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1

8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	2	1	1
11	3	1	1	1	3	3	1	1
12	4	1	1	1	4	4	1	1
13	5	1	1	1	5	5	1	1
14	6	2	1	1	6	6	2	2
15	7	3	1	1	7	7	3	3
16	8	4	1	1	8	8	4	4
17	9	5	1	1	9	9	5	5
18	10	6	2	1	10	10	6	6
19	11	7	3	1	11	11	7	7
20	12	8	4	1	12	12	8	8
21	13	9	5	1	13	13	9	9
22	14	10	6	1	14	14	10	10
23	15	11	7	1	15	15	11	11
24	16	12	8	1	16	16	12	12
25	17	13	9	1	17	17	13	13
26	18	14	10	2	18	18	14	14
27	19	15	11	3	19	19	15	15
28	20	16	12	4	20	20	16	16
29	21	17	13	5	21	21	17	17
30	22	18	14	6	22	22	18	18
31	23	19	15	7	23	23	19	19
32	24	20	16	8	24	24	20	20
33	25	21	17	9	25	25	21	21
34	26	22	18	10	26	26	22	22
35	27	23	19	11	27	27	23	23
36	28	24	20	12	28	28	24	24
37	29	25	21	13	29	29	25	25
38	30	26	22	14	30	30	26	26
39	31	27	23	15	31	31	27	27
40	32	28	24	16	32	32	28	28
41	33	29	25	17	33	33	29	29
42	34	30	26	18	34	34	30	29
43	35	31	27	19	35	35	31	29
44	36	32	28	20	36	36	32	30
45	37	33	29	21	37	37	33	30
46	38	34	30	22	38	38	34	30
47	39	35	31	23	39	39	35	30
48	40	36	32	24	40	40	36	30
49	41	37	33	25	41	41	37	30
50	42	38	34	26	42	42	38	31
51	43	39	35	27	43	43	39	31
52	44	40	36	28	44	44	40	31
53	45	41	37	29	45	45	41	31
54	46	42	38	30	46	46	41	31
55	47	43	39	31	47	47	42	31
56	48	44	40	32	48	48	42	32
57	49	45	41	33	49	49	43	32
58	50	46	42	34	50	49	43	
59	51	47	43	35	51	49	44	
60	52	48	44	36	52	50	44	
61	53	49	45	37	53	50	44	
62	54	50	46	38	54	50	44	
63	55	51	47	39	55	51	44	
64	56	52	48	40	56	51	44	
65	57	53	49	41	57	51	44	
66	58	54	50	42	58	52	44	
67	59	55	51	43	59	52	44	

68	60	56	52	44	60	52	44	
69	61	57	53	45	61	52	45	
70	62	58	54	45	62	52	45	
71	63	59	55	46	63	52	45	
72	64	60	56	46	64	52	45	
73	65	61	57	47	65	52	45	
74	66	62	58	47	66	52	45	
75	67	63	59	48	67	52	45	
76	68	64	60	48	68	53	45	
77	69	65	61	49	68	53	45	
78	70	66	62	50	68	53	45	
79	71	67	63	51	69	53	45	
80	72	68	64	52	70	53	46	
81	73	69	65	53	71	53	46	
82	74	70	66	54	72	53		
83	75	71	67	55	73	53		
84	76	72	68	56	74	53		
85	77	73	69	57	75	53		
86	78	74	69	57		53		
87	79	75	70	58		53		
88	80	76	70	58		54		
89	81	77	71	59		54		
90	81	78	71	59		54		
91	82	79	72	60		55		
92	82	80	72	60		55		
93	83	81	73	61		55		
94	83	82	74	61				
95	84	83	75	61				
96	84	84	76	62				
97	85	85	77	62				
98	86	86	78	62				
99	87	87	79	63				
100	88	88	80	63				
101	89	89	81	63				
102	90	89	82	64				
103	91	90	83	64				
104	92	90	84	64				
105	93	91	85	65				
106	93	91	86	66				
107	94	92	87	67				
108	94	92	88	68				
109	95	93	89	68				
110	95	94	89	68				
111	96	95	90	68				
112	96	96	90	68				
113	97	97	91	68				
114	97	98	91	68				
115	98	99	92	68				
116	98	100	92	68				
117	99	101	93	69				
118	99	101	93	69				
119	100	101	94	69				
120	100	102	94	69				
121	101	102	95	69				
122	101	102	95	69				
123	102	103	96	69				
124	102	103	96	69				
125	103	103	96	69				
126		104	96					
127		104	96					

128		104	96				
129		105	96				
130		105	96				
131		105	96				
132		106	96				
133		106	97				
134		106	97				
135		107	97				
136		107	97				
137		107	97				
138		108	98				
139		108	99				
140		108	100				
141		109	101				
142		109	102				
143		110	103				
144		110	104				
145		111	104				

ウ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	1	1	1
27	7	1	1	1
28	8	1	1	1
29	9	2	1	1
30	10	3	1	1
31	11	4	1	1
32	12	5	1	1
33	13	6	1	1
34	14	7	1	1
35	15	8	1	1
36	16	9	1	1
37	17	10	1	1
38	18	11	1	1

39	19	12	1	1
40	20	13	1	1
41	21	14	1	1
42	22	15	1	2
43	23	16	1	3
44	24	17	1	4
45	25	18	1	5
46	26	19	1	6
47	27	20	1	7
48	28	21	1	8
49	29	22	1	9
50	29	23	1	10
51	30	24	1	11
52	30	25	1	12
53	31	26	1	13
54	31	27	2	14
55	32	28	3	15
56	32	29	4	16
57	33	30	5	17
58	33	31	6	18
59	34	32	7	19
60	34	33	8	20
61	35	34	9	21
62	35	35	10	22
63	36	36	11	23
64	36	37	12	24
65	37	38	13	25
66	38	39	14	25
67	39	40	15	26
68	40	41	16	26
69	41	41	17	27
70	41	42	18	27
71	42	43	19	28
72	42	44	20	28
73	43	45	21	29
74	43	46	22	29
75	44	47	23	30
76	44	48	24	30
77	45	49	25	31
78	45	50	26	31
79	46	51	27	32
80	46	52	28	32
81	47	53	29	33
82	47	53	30	33
83	48	54	31	33
84	48	55	32	34
85	49	55	33	34
86	49	56	34	34
87	50	57	35	35
88	50	58	36	35
89	51	59	37	35
90	51	59	38	
91	52	60	39	
92	52	61	40	
93	53	62	41	
94	53	63	42	
95	54	64	43	
96	54	65	44	
97	55	66	45	
98	55	66	46	

99	56	67	47	
100	56	68	48	
101	57	69	49	
102	57	69	49	
103	57	70	50	
104	58	71	50	
105	58	71	51	
106	58	72	51	
107	59	73	52	
108	59	74	52	
109	59	74	53	
110	60	75	53	
111	60	76	54	
112	60	76	54	
113	61	77	55	
114	61	77	55	
115	61	78	56	
116	61	78	56	
117	61	78	57	
118	62	79	57	
119	62	79	57	
120	62	79	57	
121	62	80	57	
122	62	80	57	
123	63	80	57	
124	63	80	57	
125	63	80	57	
126	63	81	57	
127	63	81	57	
128	64	81	57	
129	64	81	58	
130	64	81	58	
131	64	82	58	
132	64	82	58	
133	65	82	59	
134	65	82	59	
135	65	82	59	
136	65	83	59	
137	65	83	60	
138	65			
139	66			
140	66			
141	66			
142	66			
143	66			
144	66			
145	67			
146	67			
147	67			
148	67			
149	67			
150	67			
151	68			
152	68			
153	68			

備考 この表の昇格後の号給の3級欄に定める号給は、職務の級2級から3級へ昇格させた場合の号給であり、職務の級特2級から3級へ昇格させた場合の号給は、人事委員会が別に定める。

エ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	1	1
12	4	1	1	1
13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1
19	11	1	1	1
20	12	1	1	1
21	13	1	1	1
22	14	1	1	1
23	15	1	1	1
24	16	1	1	1
25	17	1	1	1
26	18	1	1	1
27	19	1	1	1
28	20	1	1	1
29	21	1	1	1
30	22	1	1	1
31	23	1	1	1
32	24	1	1	1
33	25	1	1	1
34	26	1	1	1
35	27	1	1	1
36	28	1	1	1
37	29	1	1	1
38	30	1	1	1
39	31	1	1	1
40	32	1	1	1
41	33	2	1	1
42	34	3	1	1
43	35	4	1	1
44	36	5	1	1
45	37	6	1	1
46	38	7	1	1
47	39	8	1	1
48	40	9	1	1
49	41	10	1	1
50	41	11	2	1
51	42	12	3	1
52	42	13	4	1
53	43	14	5	1
54	43	15	6	1
55	44	16	7	1
56	44	17	8	1
57	45	18	9	1
58	45	19	10	2

59	46	20	11	3
60	46	21	12	4
61	47	22	13	5
62	47	23	14	6
63	48	24	15	7
64	48	25	16	8
65	49	26	17	9
66	49	27	18	10
67	50	28	19	11
68	50	29	20	12
69	51	30	21	13
70	51	31	22	14
71	52	32	23	15
72	52	33	24	16
73	53	34	25	17
74	54	35	26	18
75	55	36	27	19
76	56	37	28	20
77	57	38	29	20
78	57	38	30	20
79	58	39	31	20
80	58	40	32	20
81	59	41	33	21
82	59	42	34	21
83	60	43	35	21
84	60	44	36	21
85	61	45	37	21
86	61	46	38	22
87	61	47	39	22
88	62	48	40	22
89	62	49	41	22
90	62	49	42	22
91	63	50	43	23
92	63	51	44	23
93	63	52	45	23
94	64	53	46	23
95	64	54	47	23
96	64	55	48	23
97	65	55	49	24
98	65	56	50	24
99	65	57	51	24
100	65	58	52	24
101	65	58	53	25
102	66	59	54	25
103	66	59	55	26
104	66	60	56	26
105	66	61	57	27
106	66	61	58	
107	67	62	59	
108	67	63	60	
109	67	64	61	
110	67	65	61	
111	67	66	62	
112	68	67	62	
113	68	68	63	
114	68	68	63	
115	68	69	64	
116	68	70	64	
117	69	70	65	
118	69	71	66	

119	69	72	67	
120	70	72	68	
121	70	73	69	
122	70	74	69	
123	71	74	70	
124	71	75	70	
125	71	76	71	
126		76	71	
127		77	72	
128		77	72	
129		78	73	
130		79	73	
131		79	74	
132		80	74	
133		80	74	
134		80	74	
135		81	74	
136		81	74	
137		81	74	
138		81	74	
139		82	74	
140		82	74	
141		83	74	
142		83	74	
143		83	74	
144		84	74	
145		84	74	
146		84	74	
147		85	75	
148		85	75	
149		85	75	

備考 この表の昇格後の号給の3級欄に定める号給は、職務の級2級から3級へ昇格させた場合の号給であり、職務の級特2級から3級へ昇格させた場合の号給は、人事委員会が別に定める。

オ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2

23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	21	14	30	21
47	22	15	31	22
48	22	16	32	22
49	23	17	33	23
50	23	18	34	23
51	24	19	35	24
52	24	20	36	24
53	25	21	37	25
54	26	22	38	25
55	27	23	39	26
56	28	24	40	26
57	29	25	40	26
58	29	26	41	26
59	30	27	41	27
60	30	28	41	27
61	31	29	42	27
62	31	30	42	28
63	32	31	42	28
64	32	32	43	28
65	33	33	43	29
66	33	34	43	29
67	34	35	44	29
68	34	35	44	30
69	35	35	44	30
70	35	36	45	30
71	36	36	45	31
72	36	36	46	31
73	37	37	46	31
74	37	37	46	31
75	38	37	46	31
76	38	38	46	31
77	39	38	46	32
78	39	38	46	32
79	40	39	46	32
80	40	39	47	32
81	41	39	47	33
82	41	40	47	

83	42	40	48	
84	42	40	48	
85	43	41	48	
86	43	41	49	
87	44	41	49	
88	44	41	50	
89	45	42	50	
90	46	42	51	
91	47	42	51	
92	48	42	52	
93	49	43	52	
94	50	43	53	
95	50	43	53	
96	51	43	53	
97	51	44	53	
98	52	44	54	
99	52	44	54	
100	53	44	54	
101	53	45	54	
102	53	45		
103	54	45		
104	54	45		
105	54	45		
106	54	45		
107	55	45		
108	55	45		
109	55	45		
110	55	45		
111	55	45		
112	55	46		
113	56	46		
114	56	46		
115	56	46		
116	56	46		
117	56	46		
118	56	46		
119	56	46		
120	56	46		
121	57	46		
122	57			
123	57			
124	57			
125	57			
126	57			
127	57			
128	57			
129	57			
130	57			
131	57			
132	57			
133	57			
134	57			
135	58			
136	58			
137	58			
138	58			
139	58			
140	58			
141	58			
142	58			

143	58			
144	58			
145	58			
146	58			
147	59			
148	59			
149	59			
150	59			
151	59			
152	59			

別表第13のキからケまでを次のように改める。

キ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25

46	26	30	34	30	30	25
47	27	31	35	31	31	25
48	28	32	36	32	32	25
49	29	33	37	33	33	25
50	29	34	38	33	33	25
51	30	35	39	34	34	26
52	30	36	40	34	34	26
53	31	37	41	35	35	26
54	31	38	42	35	35	26
55	32	39	43	36	36	26
56	32	40	44	36	36	26
57	33	41	45	37	37	27
58	34	42	46	38	37	27
59	35	43	47	39	37	27
60	36	44	48	40	38	27
61	37	45	49	41	38	27
62	37	46	50	41	38	27
63	38	47	51	41	39	28
64	38	48	52	42	39	28
65	39	49	53	42	39	28
66	39	50	54	42	40	
67	40	51	55	43	40	
68	40	52	56	43	40	
69	41	53	57	43	40	
70	41	53	58	44	41	
71	42	54	59	44	41	
72	42	54	60	44	41	
73	43	55	61	45	41	
74	43	55	61	45	42	
75	44	56	62	45	42	
76	44	56	62	45	42	
77	45	57	63	46	42	
78	45	57	63	46	43	
79	46	58	64	46	43	
80	46	58	64	46	43	
81	47	59	65	47	43	
82	47	59	65	47	44	
83	48	60	66	47	44	
84	48	60	66	47	44	
85	49	61	67	48	44	
86		61	67	48		
87		61	68	48		
88		61	68	48		
89		61	69	48		
90		61	70	48		
91		62	71	49		
92		62	72	49		
93		62	73	49		
94		62	73	49		
95		62	74	49		
96		62	74	49		
97		63	74	50		
98		63	74	50		
99		63	74	50		
100		63	74	50		
101		63	74	50		
102		63	74	50		
103		64	74	51		
104		64	74	51		
105		64	74	51		

106			74	51		
107			74	52		
108			74	52		
109			74	52		
110			74			
111			74			
112			74			
113			74			
114			75			
115			75			
116			75			
117			76			
118			76			
119			76			
120			77			
121			77			
122			78			
123			78			
124			79			
125			79			

ク 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20

37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	36
54	38	30	42	38	31	36
55	39	31	43	39	32	36
56	40	32	44	40	32	36
57	41	33	45	41	33	37
58	42	34	46	42	33	37
59	43	35	47	43	34	37
60	44	36	48	44	34	37
61	45	37	49	45	35	37
62	46	38	50	46	35	38
63	47	39	51	47	36	38
64	48	40	52	48	36	38
65	49	41	53	49	37	38
66	50	42	54	50	37	38
67	51	43	55	51	38	39
68	52	44	56	52	38	39
69	53	45	57	53	39	39
70	54	46	58	53	39	
71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	41	
77	61	53	65	57	41	
78	62	54	66	58	41	
79	63	55	67	59	42	
80	64	56	68	60	42	
81	65	57	69	61	42	
82	65	58	70	61	42	
83	66	59	71	62	42	
84	66	60	72	62	42	
85	67	61	73	63	43	
86	67	62	74	63	43	
87	68	63	75	64	43	
88	68	64	76	64	43	
89	69	65	77	65	43	
90	70	66	78	65	43	
91	71	67	79	66	44	
92	72	68	80	66	44	
93	73	69	81	67	44	
94	73	70	82	67		
95	74	71	83	68		
96	74	72	84	68		

97	75	73	85	68		
98	75	74	85	68		
99	76	75	86	69		
100	76	76	86	69		
101	77	77	87	69		
102	78	78	87	69		
103	79	79	88	70		
104	80	80	88	70		
105	81	81	89	70		
106	81	81	90	70		
107	81	81	91	71		
108	81	82	92	71		
109	82	82	92	71		
110	82	82	92	71		
111	82	83	93	72		
112	82	83	93	72		
113	83	83	93	73		
114	83	84	94			
115	83	84	94			
116	83	84	94			
117	84	85	95			
118	84	85	95			
119	84	85	95			
120	84	85	96			
121	85	86	96			
122	85	86	96			
123	85	86	97			
124	85	86	97			
125	86	87	97			
126	86	87	98			
127	86	87	99			
128	86	87	100			
129	87	88	101			
130	87	88				
131	87	88				
132	87	88				
133	88	89				
134	88	89				
135	88	89				
136	88	90				
137	89	90				
138	89	90				
139	89	90				
140	89	90				
141	90	91				
142	90	91				
143	90	91				
144	90	91				
145	91	91				
146	91	92				
147	91	92				
148	91	92				
149	92	92				
150	92	92				
151	92	93				
152	92	93				
153	93	93				
154	93	94				
155	93	94				
156	93	95				

157	94	95			
-----	----	----	--	--	--

ケ 海事職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	2
15	1	1	1	3
16	1	1	1	4
17	1	1	1	5
18	1	1	2	6
19	1	1	3	7
20	1	1	4	8
21	1	1	5	9
22	1	2	6	10
23	1	3	7	11
24	1	4	8	12
25	1	5	9	13
26	1	6	10	14
27	1	7	11	15
28	1	8	12	16
29	1	9	13	17
30	1	10	14	18
31	1	11	15	19
32	1	12	16	20
33	1	13	17	21
34	1	14	18	22
35	1	15	19	23
36	1	16	20	24
37	1	17	21	25
38	2	18	21	26
39	3	19	22	27
40	4	20	22	28
41	5	21	23	29
42	6	22	23	30
43	7	23	24	31
44	8	24	24	32
45	9	25	25	33
46	10	25	25	34
47	11	26	26	35
48	12	26	26	36
49	13	27	27	37
50	14	27	27	37
51	15	28	28	37
52	16	28	28	38
53	17	29	29	38
54	18	30	30	38
55	19	31	31	39

56	20	32	32	39
57	21	33	33	39
58	22	33	33	40
59	23	34	33	40
60	24	34	34	40
61	25	35	34	41
62	26	35	34	41
63	27	36	35	42
64	28	36	35	42
65	29	37	35	43
66	29	38	36	43
67	30	39	36	44
68	30	40	36	44
69	31	41	37	45
70	31	41	37	45
71	32	41	37	46
72	32	42	37	46
73	33	42	37	46
74	34	42	38	46
75	35	43	38	46
76	36	43	38	47
77	37	43	38	47
78	38	44	38	47
79	39	44	39	47
80	40	44	39	47
81	41	45	39	48
82	42	45	39	48
83	43	45	39	48
84	44	45	40	48
85	45	45	40	48
86	46	46	40	49
87	47	46	40	49
88	48	46	40	49
89	49	46	40	49
90	49	46	41	
91	50	47	41	
92	50	47	41	
93	51	47	41	
94	51	47	41	
95	52	47	41	
96	52	48	42	
97	53	48	42	
98	53	48	42	
99	54	48	43	
100	54	48	43	
101	55	48	43	
102	55	48		
103	56	48		
104	56	48		
105	57	48		
106	57	48		
107	58	48		
108	58	48		
109	59	49		
110	59	49		
111	60	50		
112	60	50		
113	61	51		
114	61			
115	61			

116	62			
117	62			
118	62			
119	63			
120	63			
121	63			
122	64			
123	64			
124	64			
125	65			
126	65			
127	66			
128	66			
129	67			

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第6号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
(支給月額) 第3条 略				(支給月額) 第3条 略			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	略	3種	知事の 事務部 局	本庁	略	3種
		課長（衛生環境 研究所及び農業 大学校の課長を 除く。）				課長（衛生環境 研究所及び農業 大学校の課長を 除く。）	
		副本部長				副本部長	
		名古屋代表部の 部長				名古屋代表部の 部長	
		行財政改革局職 員人材開発セン ターの所長				行財政改革局職 員人材開発セン ターの所長	
		副局長				副局長	
		衛生環境研究所 の所長				衛生環境研究所 の所長	
		砂丘事務所の所 長				砂丘事務所の所 長	
		くらしの安心局				くらしの安心局	
		消費生活センタ ーの所長				消費生活センタ ーの所長	
		経済産業総室産 業振興室の室長				経済産業総室産 業振興室の室長	
		経済産業総室通 商物流室の室長				経済産業総室通 商物流室の室長	
		経済産業総室企 業支援室の室長				経済産業総室経 営支援室の室長	

		雇用人材総室労働政策室の室長 雇用人材総室就業支援室の室長 農業大学の校長 企画調整幹（人事委員会が承認したものに限る。）		
		略		
地方 機関	略			
	鳥取療育園 中部療育園	園長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種	
		園長	3種	
	略			
鳥獣対策センター	所長	3種		
略				
教育委 員会事 務局及 び教育 機関	略			
	教育 機関	教育センター	所長（人事委員会が承認したものに限る。）	1種
			所長 副所長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種
			副所長	3種
			課長 指導主査	6種
略				
略				
		雇用人材総室労働政策室の室長 雇用人材総室就業支援室の室長 農業大学の校長 企画調整幹（人事委員会が承認したものに限る。）		
		略		
地方 機関	略			
	鳥取療育園 中部療育園	園長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種	
		園長	3種	
	保育専門学院	院長	3種	
略				
鳥獣対策センター	所長	3種		
	副所長	4種		
略				
教育委 員会事 務局及 び教育 機関	略			
	教育 機関	教育センター	所長（人事委員会が承認したものに限る。）	1種
			所長 副所長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種
			副所長	3種
			課長	
略				
略				

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第7号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職の範囲)</p> <p>第2条 条例第7条の3第1項第1号に規定する職は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職で次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる職以外の職で<u>条例第9条の2の規定による地域手当の級地が1級地、2級地、3級地又は4級地とされる地域以外の地域に所在する公署に置かれるもの</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年(第2条第3項に規定する職を占める職員(以下「3項職員」という。)にあっては、<u>9年</u>)に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p> <p>(支給額)</p> <p>第6条 初任給調整手当の月額は、<u>職員</u>の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額とする。この場合において、大学(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。)卒業の日から採用の日又は<u>同条</u>に規定する職員となった日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超える職員(3項職員及<u>び学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)</u>に対する同表の適用については、その超える期間(1年</p>	<p>(職の範囲)</p> <p>第2条 条例第7条の3第1項第1号に規定する職は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職で次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる職以外の職で<u>条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域以外の地域又は同条の規定による地域手当の級地が5級地若しくは6級地とされる地域に所在する公署に置かれるもの</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年(第2条第3項に規定する職を占める職員(以下「3項職員」という。)にあっては、<u>6年</u>)に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p> <p>(支給期間及び支給額)</p> <p>第6条 初任給調整手当の<u>支給期間は35年(3項職員にあっては、6年)とし、その月額は職員</u>の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額とする。この場合において、<u>第2条第1項及び第2項に規定する職を占める職員のうち</u>大学(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。)卒業の日から<u>それぞれ</u>採用の日又は<u>第4条</u>に規定する職員となった日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超える<u>こととなるもの</u>(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、か</p>

<p>に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間を同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入する。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の月額は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。</p> <p>第7条 採用の日又は第4条に規定する職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある職員に対する別表の適用については、初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入する。</p>	<p>つ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の月額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。</p> <p>第7条 第3条又は第4条に規定する職員となった者(第5条に規定する職員を除く。)のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年(3項職員にあつては、6年)を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。</p>
--	--

第2条 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

別表(第6条、第7条関係)

期間の区分	職員の区分 1項職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	45,000
1年以上2年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	40,000
2年以上3年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	35,000
3年以上4年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	30,000
4年以上5年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	25,000
5年以上6年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	20,000
6年以上7年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	48,500	15,000
7年以上8年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	46,700	10,000
8年以上9年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	44,900	5,000
9年以上10年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	43,100	

10年以上11年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	41,300
11年以上12年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	39,500
12年以上13年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	37,700
13年以上14年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	35,900
14年以上15年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	34,500
15年以上16年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	33,100
16年以上17年未満	407,800	362,700	303,700	247,200	182,100	31,700
17年以上18年未満	403,400	358,700	300,400	244,600	180,500	30,300
18年以上19年未満	399,000	354,700	297,100	242,000	178,900	28,900
19年以上20年未満	394,600	350,700	293,800	239,400	177,300	27,500
20年以上21年未満	390,200	346,700	290,500	236,800	175,700	26,100
21年以上22年未満	370,800	329,800	276,700	224,800	166,500	25,500
22年以上23年未満	351,000	312,600	262,700	212,900	156,700	24,900
23年以上24年未満	331,700	295,900	249,200	200,900	147,600	23,900
24年以上25年未満	312,300	279,000	235,300	189,100	137,900	23,300
25年以上26年未満	292,800	262,100	221,600	177,300	128,700	22,700
26年以上27年未満	270,100	241,300	204,000	162,900	117,700	22,100
27年以上28年未満	247,900	220,900	186,900	148,600	107,300	21,500
28年以上29年未満	225,500	200,500	169,600	134,300	97,000	20,700
29年以上30年未満	202,700	179,700	152,000	120,000	86,000	20,400
30年以上31年未満	177,900	157,800	134,000	105,000	75,400	20,000
31年以上32年未満	153,000	135,900	115,700	90,200	64,300	19,400
32年以上33年未満	128,400	114,200	97,800	75,000	53,900	18,500
33年以上34年未満	90,300	82,300	71,800	55,900	39,700	17,600
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の初任給調整手当の支給に関する規則第5条から第7条までの規定の適用については、この規則の施行前に初任給調整手当の支給に関する規則第2条第3項に規定する職を占める職員であった者の当該職員であった期間（同規則第6条第2項の規定により期間に算入しない期間を除く。）は、初任給調整手当が支給されていたものとみなす。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第8号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
機関		職員		機関		職員	
略				略			
知事	略			知事	略		
	中部療育園	園長 次長			中部療育園	園長 次長	
事務部	略			事務部	略		
	鳥獣対策センター	所長			鳥獣対策センター	所長 副所長	
局 略				局 略			
略				略			
教育委員会事務局等	教育本庁	教育長 理事監 教育次長 次長 参事監 課長 室長 参事センター長 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、 <u>教育総務課の課長補佐並びに小中学校課、特別支援教育課及び高等学校課の課長補佐のうち人事に関する事務を行うものに限る。</u> ） 係長（教育総務課の係長のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うもの、小中学校課及び高等学校課の係長のうち人事に関する事務を行うもの並びに特別支援教育課の係長のうち庶務又は人事に関する事務を行うものに限る。） 管理主事（小中学校課、特別支援教育課及び高等学校課の管理主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。） 主事（教育総務課の主	教育本庁	教育長 理事監 教育次長 次長 参事監 課長 室長 参事センター長 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐及び教育総務課の課長補佐に限る。） 係長（教育総務課の係長のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うもの、小中学校課及び高等学校課の係長のうち人事に関する事務を行うもの並びに特別支援教育課の係長のうち庶務又は人事に関する事務を行うものに限る。） 管理主事（小中学校課、特別支援教育課及び高等学校課の管理主事のうち人事に関する事務を行うもの並びに小中学校課及び高等学校課の			

		事のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うもの並びに小中学校課及び高等学校課の主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。)			主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。)
地 方 機 関	教 育 局	局長 次長 <u>課長補佐</u> (人事関係の企画に関する事務を行う課長補佐に限る。) 係長 (人事関係の企画に関する事務を行う係長に限る。) 係員 (人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。)	地 方 機 関	教 育 局	局長 次長 係長 (人事関係の企画に関する事務を行う係長に限る。) 係員 (人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。)
略			略		
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第9号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																						
別表（第2条関係） 1・2 略 3 智頭町 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>保育園</td> <td>園長 <u>副園長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>教育長 課長</td> </tr> <tr> <td>図書館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 4 八頭町 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>課長 <u>地方創生監</u> 会計 管理者 出納室長 参事 所長 課長補佐（総務 課に所属するものに限 る。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 5 略 6 湯梨浜町 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>こども園</td> <td>園長 次長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>図書館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 7 略	機 関	職	略		保育園	園長 <u>副園長</u>	略		教育委員会事務局	教育長 課長	図書館	館長	略		機 関	職	略		町長部局	課長 <u>地方創生監</u> 会計 管理者 出納室長 参事 所長 課長補佐（総務 課に所属するものに限 る。）	略		機 関	職	略		こども園	園長 次長	略		図書館	館長	略		別表（第2条関係） 1・2 略 3 智頭町 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>保育園</td> <td>園長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>教育長 課長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 4 八頭町 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>課長 会計管理者 出納 室長 参事 所長 課長 補佐（総務課に所属する ものに限る。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 5 略 6 湯梨浜町 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>こども園</td> <td>園長 次長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>図書館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>園長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 7 略	機 関	職	略		保育園	園長	略		教育委員会事務局	教育長 課長	略		機 関	職	略		町長部局	課長 会計管理者 出納 室長 参事 所長 課長 補佐（総務課に所属する ものに限る。）	略		機 関	職	略		保育所	所長	こども園	園長 次長	略		図書館	館長	幼稚園	園長	略	
機 関	職																																																																						
略																																																																							
保育園	園長 <u>副園長</u>																																																																						
略																																																																							
教育委員会事務局	教育長 課長																																																																						
図書館	館長																																																																						
略																																																																							
機 関	職																																																																						
略																																																																							
町長部局	課長 <u>地方創生監</u> 会計 管理者 出納室長 参事 所長 課長補佐（総務 課に所属するものに限 る。）																																																																						
略																																																																							
機 関	職																																																																						
略																																																																							
こども園	園長 次長																																																																						
略																																																																							
図書館	館長																																																																						
略																																																																							
機 関	職																																																																						
略																																																																							
保育園	園長																																																																						
略																																																																							
教育委員会事務局	教育長 課長																																																																						
略																																																																							
機 関	職																																																																						
略																																																																							
町長部局	課長 会計管理者 出納 室長 参事 所長 課長 補佐（総務課に所属する ものに限る。）																																																																						
略																																																																							
機 関	職																																																																						
略																																																																							
保育所	所長																																																																						
こども園	園長 次長																																																																						
略																																																																							
図書館	館長																																																																						
幼稚園	園長																																																																						
略																																																																							

8 北栄町

機 関	職
略	
認定こども園	園長
略	

9 略

10 大山町

機 関	職
議会事務局	事務局長
町長部局	課長 会計管理者 参事 事務局長 課長補佐 (総務課に所属するもの に限る。)
略	
農業委員会事務局	事務局長

11～22 略

23 日野病院組合

機 関	職
病院	病院長 副病院長 局長 次長 課長 看護師長 副看護局長 副医療技 術局長
略	

24～26 略

27 南部箕蚊屋広域連合

機 関	職
事務局	局長

28 略

備考 略

8 北栄町

機 関	職
略	
認定こども園	園長
保育所	所長
略	

9 略

10 大山町

機 関	職
議会事務局	局長
町長部局	課長 会計管理者 参事 課長補佐 (総務課に所 属するものに限る。)
支所	課長
略	
農業委員会事務局	局長

11～22 略

23 日野病院組合

機 関	職
病院	病院長 副病院長 局長 次長 課長 看護師長
略	

24～26 略

27 南部箕蚊屋広域連合

機 関	職
事務局	局長 次長

28 略

備考 略

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第10号

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(加算額等)	(加算額等)
第4条 略	第4条 略
2 略	2 略
3 給与条例第10条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	3 給与条例第10条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 略	(1) 略
(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>1万3,000円</u>	(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>1万2,000円</u>
(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>2万円</u>	(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>1万8,000円</u>
(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>2万6,000円</u>	(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>2万4,000円</u>
(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>3万3,000円</u>	(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>3万円</u>
(6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>3万8,000円</u>	(6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>3万5,000円</u>
(7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>4万3,000円</u>	(7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>4万円</u>
(8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 <u>4万8,000円</u>	(8) 1,500キロメートル以上 <u>4万5,000円</u>
(9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 <u>5万3,000円</u>	
(10) <u>2,500キロメートル以上</u> <u>5万8,000円</u>	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成30年3月31日までの基礎額)

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年鳥取県条例第60号）附則第9項の人事委員会規則で定める額は、2万6,000円とする。

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第11号

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成3年鳥取県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第3条 給与条例第16条の3第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 給与条例第16条の3第3項第1号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p> <p>3 <u>給与条例第16条の3第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、第1項第1号アからオまでに掲げる職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同号アからオまでに定める額に2分の1を乗じて得た額とする。</u></p> <p>4 <u>前条に規定する職員が、給与条例第16条の3第1項の勤務に引き続いて同条第2項の勤務をした場合は、同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</u></p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第3条 給与条例第16条の3第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 給与条例第16条の3第2項ただし書の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第12号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後										改正前									
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）																			
組織	職務の級									組織	職務の級								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
知本	略									知本	略								
事	本庁共通（本庁の他の項に職が掲げられていない場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）									事	本庁共通（本庁の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）								
務	主事	主事	係長	課長補佐	課長補佐	課長	副局長	次長	統轄監	主事	主事	係長	課長補佐	課長補佐	課長	副局長	次長	統轄監	
部	機械技師	機械技師	主計員	総括主計員	総括主計員	所長	校長	原子力安全対策	会計管理	師	師	副主幹	総括主計員	総括主計員	所長	校長	原子力安全対策	会計管理	
局	電気技師	電気技師	教務主任	主計員	主計員	理専門	参事監	策監	本部長	師	師	任	主計員	主計員	理専門	参事監	策監	本部長	
	薬剤師	薬剤師	理学療法士	税務主幹	税務主幹	官	通商物流戦略	東部振興監	東部振興監	薬剤師	薬剤師	理学療法士	税務主幹	税務主幹	官	通商物流戦略	東部振興監	東部振興監	
	衛生技師	衛生技師	法主任	幹	幹	副本部長	監	副局長	監	衛生技師	衛生技師	法主任	幹	幹	副本部長	監	副局長	監	
	管理栄養士	管理栄養士	教授	教授	教授	副官房	スポーツ振興	スポーツ振興	スポーツ振興	管理栄養士	管理栄養士	教授	教授	教授	副官房	スポーツ振興	スポーツ振興	スポーツ振興	
	理学療法士	理学療法士	歯科衛生士	幹	幹	長	企画調	監	監	理学療法士	理学療法士	歯科衛生士	幹	幹	副官房	企画調	監	監	
	法士	法士	衛生士	中山間	中山間	企画調	監	監	監	法士	法士	衛生士	中山間	中山間	企画調	監	監	監	
	保健師	保健師	衛生士	中山間	中山間	企画調	監	監	監	保健師	保健師	衛生士	中山間	中山間	企画調	監	監	監	
	看護師	看護師	農業専門	地域振興	地域振興	整幹	農業振興	農業振興	農業振興	看護師	看護師	農業専門	地域振興	地域振興	整幹	農業振興	農業振興	農業振興	
	管理栄養士	管理栄養士	門技術員	興リ	興リ	民工業	監	監	監	管理栄養士	管理栄養士	門技術員	興リ	興リ	民工業	監	監	監	
	養士	養士	員	ター	ター	振興官	監	監	監	養士	養士	員	ター	ター	振興官	監	監	監	
	歯科衛生士	歯科衛生士	林業専門	専技主幹	専技主幹	中山間	官房長	官房長	官房長	歯科衛生士	歯科衛生士	林業専門	専技主幹	専技主幹	中山間	官房長	官房長	官房長	
	生士	生士	門技術員	幹	幹	地域振興	筆頭総	筆頭総	筆頭総	生士	生士	門技術員	幹	幹	地域振興	筆頭総	筆頭総	筆頭総	
	商工技師	商工技師	員	用地主	用地主	興リ	室長	室長	室長	商工技師	商工技師	員	用地主	用地主	興リ	室長	室長	室長	
	講師	講師	幹	幹	幹	校長	会計管理	会計管理	会計管理	講師	講師	幹	幹	幹	校長	会計管理	会計管理	会計管理	
	農林技師	農林技師	主幹	主幹	主幹	院長	理事	理事	理事	農林技師	農林技師	主幹	主幹	主幹	院長	理事	理事	理事	
	造園技師	造園技師				参事	参事	参事	参事	造園技師	造園技師				参事	参事	参事	参事	
	水産技師	水産技師				門員	主任教授	主任教授	主任教授	水産技師	水産技師				門員	主任教授	主任教授	主任教授	
	土木技師	土木技師					総括検査	総括検査	総括検査	土木技師	土木技師								
	建築技師	建築技師					査専門員	査専門員	査専門員	建築技師	建築技師								
	講師	講師					検査専門員	検査専門員	検査専門員	講師	講師								
	学芸員	学芸員								学芸員	学芸員								
	補	補								補	補								
地	略									地	略								
方	喜多原学園									方	喜多原学園								
機				課長	次長	次長	園長							課長	次長	次長	園長		
関	略									関	略								
	鳥獣対策センター										鳥獣対策センター								
						副所長	副所長	所長								副所長	副所長	所長	
	略										略								
	地方機関共通										地方機関共通								
	主事	主事	係長	課長補佐	課長補佐	参事	中山間			主事	主事	係長	課長補佐	課長補佐	参事	中山間			
	機械技師	機械技師	査察指導員	中山間	中山間	地域振興	興リ			学芸員	学芸員	副主幹	中山間	中山間	地域振興	興リ			
	電気技師	電気技師	身体障害者	ター	ター	税務専門員				機械技師	機械技師	査察指導員	中山間	中山間	地域振興	興リ			
	衛生技師	衛生技師	知的障害者	幹	幹	用地専門員				電気技師	電気技師	身体障害者	ター	ター	税務専門員				
	商工技師	商工技師	害者福祉	普及主幹	普及主幹	門員				衛生技師	衛生技師	知的障害者	幹	幹	用地専門員				
	農林技師	農林技師	保育士	用地主幹	用地主幹					商工技師	商工技師	害者福祉	普及主幹	普及主幹	門員				
	造園技師	造園技師	副保育士							農林技師	農林技師	保育士	用地主幹	用地主幹					
	水産技師	水産技師	精神保健福祉							造園技師	造園技師	副保育士							
	土木技師	土木技師	児童福祉							水産技師	水産技師	精神保健福祉							
	建築技師	建築技師	社主任							土木技師	土木技師	児童福祉							
										建築技師	建築技師	社主任							

務部局	地方機関	略				
		皆成学園		係長	係長	課長補佐
		略				
		児童相談所		係長	係長	
		略				

務部局	地方機関	略				
		皆成学園		係長	係長	
		略				
		児童相談所		係長	係長	
		保育専門学院		次長 課長 講師	次長 課長	
		略				

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
略						
教育機関 及び教育 委員会事 務局	教育機関	教育センター	係長 指導主事 研修主事	課長補佐 係長 指導主事 研修主事	指導主査 課長補佐	
		略				
	教育委員 会事務局	本庁	係長 指導主事 社会教育主 事 管理主事 文化財主事 健康管理主 事	課長補佐 係長 指導主事 社会教育主 事 社会教育主 事 管理主事 文化財主事 文化財主事 健康管理主 事	指導主査 社会教育主 査 義務教育主 査 文化財主査 課長補佐	
	地方 機関	教育局	係長 指導主事 管理主事	課長補佐 係長 指導主事 管理主事	課長補佐	
知事の事 務部局	略					
	地方機関	略				
		皆成学園	係長	係長	課長補佐	
		略				

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
略						
教育機関 及び教育 委員会事 務局	教育機関	教育センター	係長 指導主事 研修主事	係長 指導主事 研修主事	係長	
		略				
	教育委員 会事務局	本庁	係長 指導主事 社会教育主 事 管理主事 文化財主事 健康管理主 事	係長 指導主事 社会教育主 事 社会教育主 事 管理主事 文化財主事 文化財主事 健康管理主 事	指導主査 社会教育主 査 義務教育主 査 文化財主査 係長	
	地方 機関	教育局	係長 指導主事 管理主事	係長 指導主事 管理主事	係長	
知事の事 務部局	略					
	地方機関	略				
		皆成学園	係長	係長		
		略				

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第13号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>(端数計算)</p> <p>第4条 条例第9条の2第2項又は第9条の3の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。条例第16条、第16条の4第4項及び第5項並びに第16条の7第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。</p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支 給 地 域</th> <th style="text-align: center;">級 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人事院規則の級地が6級地である地域のうち人事委員会が定めるもの</td> <td style="text-align: center;">6級地</td> </tr> <tr> <td>人事院規則の級地が7級地である地域のうち人事委員会が定めるもの</td> <td style="text-align: center;">7級地</td> </tr> </tbody> </table>	支 給 地 域	級 地	略		人事院規則の級地が6級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	6級地	人事院規則の級地が7級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	7級地	<p>(端数計算)</p> <p>第4条 条例第9条の2第2項若しくは第9条の3又は附則第9項の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。条例第16条、第16条の4第4項及び第5項、第16条の7第3項、<u>附則第10項第6号及び第7号並びに附則第12項</u>に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。</p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支 給 地 域</th> <th style="text-align: center;">級 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人事院規則の級地が6級地である地域のうち人事委員会が定めるもの</td> <td style="text-align: center;">6級地</td> </tr> </tbody> </table>	支 給 地 域	級 地	略		人事院規則の級地が6級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	6級地
支 給 地 域	級 地														
略															
人事院規則の級地が6級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	6級地														
人事院規則の級地が7級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	7級地														
支 給 地 域	級 地														
略															
人事院規則の級地が6級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	6級地														

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成30年3月31日までの支給割合)

2 次の表の左欄に掲げる職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年鳥取県条例第60号）附則第9項の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）に規定する割合は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。

第9条の2第2項第1号の人事委員会規則で定める割合	100分の18
第9条の2第2項第2号の人事委員会規則で定める割合	100分の15（地域手当に関する規則の一部を改正する規則（平成27年鳥取県人事委員会規則第13号）による改正前の地域手当に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第11号。以下「旧規則」という。）別表の3級地であった地域にあっては、100分の13）
第9条の2第2項第3号の人事委員会規則	100分の15（旧規則別表の3級地であった地域にあっては100分の

則で定める割合	13、同表の4級地であった地域にあつては100分の11)
第9条の2第2項第4号の人事委員会規則で定める割合	100分の12 (旧規則別表の4級地であった地域にあつては100分の10、同表の5級地であった地域にあつては100分の8)
第9条の2第2項第5号の人事委員会規則で定める割合	100分の10 (旧規則別表の5級地であった地域にあつては100分の7、同表の6級地であった地域にあつては100分の5)
第9条の2第2項第6号の人事委員会規則で定める割合	100分の6 (旧規則別表の6級地であった地域にあつては100分の4、同表の支給地域ではなかつた地域にあつては100分の2)
第9条の2第2項第7号の人事委員会規則で定める割合	100分の3 (旧規則別表の支給地域ではなかつた地域にあつては、100分の1)
第9条の3の人事委員会規則で定める割合	100分の15